

真岡市 事業者向け支援制度 ガイドブック

令和8年度



真岡市商工観光課

目次

補助金

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

●真岡市企業立地促進事業費補助金	3
●真岡市企業立地緑化促進事業補助金	4
●真岡市企業立地雇用促進補助金	5
●真岡市企業立地促進水道料金補助金	6
●真岡市企業定着促進事業費補助金	7
●真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金	8
●真岡市オフィス進出等促進補助金	9
●栃木県産業定着集積促進支援補助金	10
●栃木県企業立地・集積促進補助金	11
●栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助	13
●産業立地促進資金（県融資制度）	
1.新規立地促進融資	14
2.グローアップ融資	15

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

●真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者向け）	16
●真岡市事業承継者支援補助金	17
●真岡市小規模事業者支援補助金	18

○特許等の出願をお考えのとき

●真岡市産業財産権取得事業費補助金	19
-------------------	----

○新たな研究開発等をお考えのとき

●フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成事業	
1.新商品等開発支援事業	20
2.販路開拓支援事業	20
●とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業	
1.創業分野：①創業支援事業（新規創業支援）	21
①創業支援事業（創業後支援）	21
②スタートアップ支援事業	22
2.戦略産業等・競争力強化分野：①技術高度化・製品開発等助成事業	23
：②生産性向上助成事業	23
：③販路開拓・認証取得助成事業	23
●脱炭素化技術育成支援事業	24
●中小企業高度化・事業創出助成事業	25
●若手研究者研究開発支援事業（世界一を目指す研究開発助成）	25
●とちぎグリーン成長産業創出支援事業	26

○雇用改善をするとき

●65歳超雇用推進助成金：①65歳超継続雇用促進コース	27
-----------------------------	----

:②高年齢者評価制度等雇用管理改善コース	28
:③高年齢者無期雇用転換コース	28
●障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金：障害者のための各種助成金	29

融 資

○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

●真岡市商工振興資金	
1. 運転資金	30
2. 設備資金	30
3. 緊急経営対策資金	31
4. 季節資金	32
5. 創業資金	32
6. 特別小口資金	33
7. 商工業育成資金	33
8. 関連倒産防止資金	34

○創業資金、事業資金を必要とするとき

●栃木県創業支援資金	
①別表1	35
②別表2	36
③別表3（女性・若者・シニア支援）	37
④別表4（スタートアップ支援枠）	38
●栃木県一般資金（運転・設備）	39
●日本政策金融公庫融資制度	
1. 一般貸付	40
2. マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	40

そ の 他

○地場産品の新規創出、既存産品の改良・増産等をお考えのとき

●真岡市ふるさと産品創出支援事業補助金	41
---------------------	----

関係機関一覧	42～45
--------	-------

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地促進事業費補助金

真岡市は、企業の誘致を促進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業(※)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

(※)企業立地促進事業・・・企業が真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地、真岡てらうち産業団地に事業所を新増設する事業

名 称	真岡市企業立地促進事業費補助金
対象地域	・ 真岡第4工業団地 ・ 真岡てらうち産業団地 ・ 真岡第5工業団地 ・ 大和田産業団地
補助要件	次に掲げる要件のすべてを満たす企業立地促進事業（※）を行う者 ①取得する用地の面積が 1,000 m²以上であること ②用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること ③固定資産税等を完納していること 上記の規定にかかわらず、企業立地促進事業を行う者以外の者が用地を取得した場合において、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者を合わせて上記の要件を満たすと認められるときは、両者を補助対象者とする ※企業立地促進事業…企業が真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地、真岡てらうち産業団地に事業所を新増設する事業
助成内容	企業立地促進事業に要した経費のうち、用地等投下固定資産総額の固定資産税等相当額 （企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者が別の場合は、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者を合わせて1億円を限度とする）
限 度 額	1企業につき1億円（3年間の合計）
受付期間	通年
申請書類	・ 企業立地促進事業費補助金交付申請書 ・ 事業者概要調書
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地緑化促進事業補助金

真岡市は、企業の立地及び工業団地内の緑化を促進するため、緑化事業を実施する者に対し、予算の範囲

内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地緑化促進事業補助金
対象地域	・ 真岡第 5 工業団地 ・ 真岡てらうち産業団地 ・ 大和田産業団地
補助要件	次に掲げる要件のすべてを満たす緑化事業を行う者 ①取得する用地の面積が 1,000 m ² 以上であること ②用地の取得から 5 年以内に事業所の操業を開始すること ③当該事業所の操業を開始した日から 2 年以内に緑化事業（※ 1）をすること ④固定資産税等を完納していること （※ 1）緑化事業・・・当該敷地内に緑地（※ 2）を整備する事業 （※ 2）緑地・・・①10 m ² を超える区画された土地で、10 m ² 当たり高木（成木時に高さが 4 m 以上になる樹木）が 1 本以上、または 20 m ² 当たり高木を 1 本以上及び低木（高木以上の樹木）が 20 本以上あること ②低木または芝その他の地被植物（除草剤等の手入れがされているもの）で地表が被われている土地
助成内容	当該敷地内における緑化事業に要した費用の 1/3 の額 （1 m ² あたり 1,500 円を基準単価の上限）
限 度 額	1 企業 1 回限りで 500 万円（1,000 円未満の端数は切り捨て）
受付期間	通年
事前報告	原則として、緑地の設置に係る工事着手予定日の属する年度の前年度 9 月末日までに緑化事業計画の概要を市長に報告
申請書類	・ 企業立地緑化促進事業補助金交付申請書 ・ 緑化事業完了書
緑地の管理義務	補助金の交付を受けた者は、緑地について適切な管理を行わなければならない
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地雇用促進補助金

真岡市は、企業の立地を促進すること並びに雇用の創出及び拡大を図ることを目的に、市民を新規雇用する者に対して、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地雇用促進補助金
対象地域	・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地 ・真岡商工タウン ・真岡てらうち産業団地
補助要件	次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する者 ①真岡市企業立地促進事業補助金の交付対象者となる要件を満たすこと ②真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金の交付対象者となる要件を満たすこと 上記の規定にかかわらず、事業所を設置する者以外の者が用地を取得した場合においては事業所を設置する者と用地を取得した者とを合わせて上記の要件を満たすと認められるときは、事業所を設置する者を補助対象者とする
助成内容	新規雇用者(※)1人当たり 25 万円 ※新規雇用者は、新設、増設及び移転に伴い、当該事業所において新たに雇用する者で次のいずれにも該当する者 (1)当該事業所の事業開始の日において本市に住民登録をしている者又は事業開始日から2年以内に本市に転入し、住民登録をしている者 (2)当該事業開始日の1年前の日から事業開始日から2年を経過した日までの期間に新たに雇用した者で、1年以上継続して雇用する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4号第1項の被保険者
限 度 額	土地の取得1件に対し、1企業1回限り 1,250 万円まで
受付期間	通年
事前報告	原則として、当該事業所の事業開始日が属する年度又は翌年度の9月末日までに雇用計画の概要を市長に報告
申請書類	・真岡市企業立地雇用促進補助金交付申請書（別記様式第2号） ・新規雇用者一覧表（別記様式第3号）
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地促進水道料金補助金

真岡市は、企業の立地を促進するため、当該工業団地に立地し、その事業所で真岡市水道事業からの給水を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地促進水道料金事業補助金
対象地域	・ 真岡第 5 工業団地 ・ 真岡てらうち産業団地 ・ 大和田産業団地
補助要件	補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする ①取得する用地の面積が、1,000 ㎡以上であること ②用地の取得から 5 年以内に操業を開始すること ③水道料金、固定資産税等を完納していること
助成内容	水道の使用を開始した年度の翌年度から 3 年分の水道料金(※)のうち、年度分ごとに、水道料金の 30%を交付(1,000 円未満の端数は切り捨て) ※水道料金・・・真岡市水道事業給水条例第 21 条に規定されている料金
限 度 額	1 年間 100 万円 3 年間合計 300 万円
期 間	通年
事前報告	原則として、当該事務所の操業を開始する日の属する年度の前年度の 9 月末日までに事業計画の概要を市長に報告
申請書類	・ 真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書（別記様式第 2 号） ・ 水道料金一覧表（別記様式第 3 号）
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業定着促進事業費補助金

真岡市は、市内に立地する企業の工場等(事業に直接必要なもの)の新增設・建替え、基幹的設備の増設・

更新を支援するために、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業定着促進事業費補助金
対象地域	・ 真岡第 1 工業団地 ・ 真岡第 2 工業団地 ・ 真岡第 3 工業団地 ・ 真岡第 4 工業団地 ・ 真岡第 5 工業団地 ・ 大和田産業団地 ・ 真岡商工タウン ・ 真岡てらうち産業団地
補助要件	補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす企業定着促進事業(※)を行う者 ①操業実績が 5 年以上ある者。ただし、真岡第 4 工業団地、真岡第 5 工業団地、大和田産業団地、真岡てらうち産業団地においては、企業立地促進事業費補助金の交付が終了していること ②投下固定資産総額(建物、償却資産の取得額)が 1 億円以上である者 ただし、事業に直接必要な施設の増築・改築(償却資産含む)及び基幹的設備、及び太陽光発電システム等の設備の増設・更新が対象 ③上記投下固定資産に係る事業計画について事前協議を行い市長の承認を得ること(補助金交付の前年度 9 月までに) ④雇用削減を伴う事業ではないこと ⑤固定資産税等を完納していること (※)企業定着促進事業・・・操業の継続を目的に事業所及び基幹的設備の新增設、建替又は更新を行う事業
助成内容	投下固定資産総額に係る固定資産税等相当額のうち 100 万円を超える額
限 度 額	1 年間 500 万円 3 年間合計 1,500 万円
受付期間	2028 年 3 月 31 日まで
事前報告	原則として、企業定着促進事業を行う年度の前年度の 9 月末日までに、事業計画の概要について事前協議を行う
申請書類	・ 真岡市企業定着促進事業費補助金交付申請書(別記様式第 1 号) ・ 企業定着促進事業調書(別記様式第 2 号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL : 0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金

真岡市は、工業団地内にある工場跡地(※1)への工場等の立地を支援するため、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

(※1)工場跡地・・・従前は、工場等の用に供されており、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存している工場地及び遊休化又は未利用の工業用地

名 称	真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金
対象地域	・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地 ・真岡商工タウン ・真岡てらうち産業団地
補助要件	補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす工業用地有効利用促進事業(※2)を行う者 (1)取得する用地の面積が 1,000 m²以上であること (2)用地の取得から3年以内に操業を開始する者 (3)事業計画について事前協議を行い市長の承認を得ること (4)固定資産税等を完納していること (5)次の雇用者要件を満たしていること ・投下固定資産の総額が5億円以下の場合は、5人以上の新規雇用 ・投下固定資産の総額が5億円超の場合は、10人以上の新規雇用 ※2 工業用地有効利用促進事業・・・工業跡地を取得し、事業所を新設又は増設する事業
助成内容	投下固定資産総額に係る固定資産税等相当額
限 度 額	1企業につき 1億円(3年間合計) 3年間以内
受付期間	2028年3月31日まで
事前報告	原則として、工業用地有効利用促進事業を行う年度の前年度の9月末日までに、事業計画の概要について事前協議を行う
申請書類	・真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金交付申請書(別紙様式第1号) ・工業用地有効利用促進事業調書(別紙様式第2号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

真岡市オフィス進出等促進補助金

企業のオフィス進出を促進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を目的とする補助です。

真岡市内に本社を新たに開設または移転する企業や、真岡市内に初めてサテライトオフィスや支社等の事務所を開設する企業を対象に、オフィス開設等補助・雇用補助を行います。

名 称	真岡市オフィス進出等促進補助金	
対象地域	真岡市内全域 (本市工業団地等内で、本市既存の企業補助金に該当する場合は対象外)	
補助要件	1. 真岡市内に本社がない会社 2. 所有または、賃借した市内の物件をオフィス（本社、事務所又はサテライトオフィス）として整備し、事業を行うこと 3. 当該オフィスを開設後、3 年以上事業を継続することを誓約 4. 当該オフィスでの正規雇用従業員が 3 名以上であること	
助成内容	【オフィス開設等経費への補助】 1. オフィス開設に係る改修及び改装に要する経費 (インターネット環境整備、電機等整備、給排水設備整備、空調・照明セキュリティ等整備) 2. オフィスに必要な物品の購入に係る経費（事務室備品・OA 機器） 3. オフィス開設・移転に伴い、備品等運搬に係る経費（引っ越し費用） 【雇用に対する補助】 オフィス開設等に伴い、以下の要件に該当する者を新たに雇用した場合、雇用 1 人につき 25 万円を補助 ・事業開始の日において、本市に住民登録をしている者 ・1 年以上継続して雇用する雇用保険法第 4 条第 1 項の被保険者	
限 度 額	【オフィス開設等経費への補助】（対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額） オフィス開設等に係る経費 本社開設・移転 上限 200 万円 サテライトオフィス・支社開設 上限 100 万円 【雇用に対する補助】 雇用 1 人につき 25 万円（上限 10 人 250 万円） 【オフィス開設等経費への補助】と【雇用に対する補助】の合計 1 事業所 1 回限り 最大 450 万円	
申請書類	【オフィス開設等補助の申請】 (1) 真岡市オフィス進出等促進補助金交付申請書(別記様式第 1 号) (2) 誓約書(別記様式第 2 号) (3) 法人の登記事項証明書 (4) 対象経費の見積書及び明細書の写し (5) 補助金の交付の対象となったオフィスの賃貸借契約書の写し又は売買契約書の写し (6) オフィスの詳細がわかる資料 (7) 本社の所在地において市税等を滞納していないことを証する書類 (8) その他市長が必要と認める書類	【雇用補助の申請】 (1) 真岡市オフィス進出等促進補助金(雇用補助)交付申請書(別記様式第 3 号) (2) 新規雇用者一覧表(別記様式第 4 号) (3) 補助金の交付の対象となる者の雇用形態及び雇用保険への加入を証する書類 (4) 補助金の交付の対象となる者の住民票の写し (5) 補助金の交付(オフィス開設等補助)の決定通知書の写し (6) その他市長が必要と認める書類

栃木県産業定着集積促進支援補助金

栃木県内で生産活動する既存企業の工場等(*1)の新增設、建替え等を支援し、定着の促進を目的とする補助金です。

名 称	栃木県産業定着集積促進支援補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2026年4月1日から2031年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した工場等を取得等し、操業を開始すること ＜交付要件＞ 次の要件を全て備えていること ①操業者の栃木県内での操業実績5年以上 ②操業者の栃木県内の工場等の常用雇用者数100人(中小企業は20人)以上で、操業日以降も原則として当該人数が維持確保されていること③工場等の建物の取得経費が5億円(中小企業者は2億円)以上あること ※ただし、工場等の建物の取得経費が小規模(2,000万円超)であっても生産設備に係る投下固定資産税額(*2)が30億円を超える場合(以下、「大規模生産設備投資」という)は補助対象とする ※土地の取得は要件としない
補助対象	建物・生産設備
対象業種	製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、製造業又は植物工場に係る研究所
補助額	・建物：不動産取得税課税標準額の4% ※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の5% ①国のグリーン成長戦略の14分野うち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業 ②特定重要物資等供給事業者(*3)又は特定重要物資等支援事業者(*4) ・生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額(*2)の合計額が30億円を超えた場合、その超えた額について、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を合算した額 (1)100億円以下の額については、生産設備相当分の5% (2)100億円を超えた額については、生産設備相当分の1% ・大規模生産設備投資：生産設備に係る投下固定資産額(*2)の合計額が30億円を超えた場合にその超えた額の5% 【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の合計額について、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を合算した額(下限額なし) (1)100億円以下の額については、生産設備相当分の5% (2)100億円を超えた額については、生産設備相当分の1%
限度額	30億円(半導体等成長産業企業(*5)の場合には70億円) (大規模生産設備投資の場合は1億円) ※栃木県企業立地・集積促進補助金を併用する場合はその合計額
対象期限	2030年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

<令和7年4月時点>

*1 工場等：工場、倉庫、事務所、研究所、植物工場（施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設）、その他これらと併せて設置する建物

*2 生産設備に係る投下固定資産額：生産設備に係る固定資産税課税標準額

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

*3 特定重要物資等供給事業者：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第9条の規定に基づき、特定重要物資の安定供給確保のための取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）の認定を受けた者又は特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第11条の規定に基づき、特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた者

*4 特定重要物資等支援事業者：特定重要物資等供給事業者が行う当該特定重要物資等の生産等に必要不可欠な製品及び部素材等を供給する者

*5 半導体等成長産業企業：特定重要物資等供給事業者及び特定重要物資等支援事業者のうち、半導体又は蓄電池の生産等を行う者をいう

注）産業定着集積促進支援補助金を申請するためには、工場等の建築等に着手する前（大規模生産設備投資にあつては生産設備を発注する前を含む）又は工場等を承継取得する前に事業計画書の提出が必要です。

補助金

栃木県

栃木県企業立地・集積促進補助金

栃木県への企業立地、研究開発機能や本社機能を有する工場等(*1)の立地の促進を目的とする栃木県の補助金です。

名 称	栃木県企業立地・集積促進補助金
補助要件	1. 2026年4月1日から2031年3月31日までに対象となる土地を取得し、5年以内に工場等の建物を取得し、操業を開始すること ＜対象となる土地＞ ① 知事の定める産業団地 ・真岡第1～5工業団地 ・大和田産業団地 ・真岡てらうち産業団地 ②工業誘導地域(*2)で敷地面積 9,000 m²以上 ③敷地面積 10ha 以上 ④上記①～③に該当しない工場跡地(*3)で敷地面積 1,000 m²以上 ⑤上記①～④に該当しない県内の土地 1,000 m²（製造業に限る） ⑥上記①～④に該当しない県内の土地 1ha 以上 （道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に限る） 2. 2026年4月1日から2031年3月31日までに県内の土地を取得し、5年以内に研究開発機能又は本社機能を有する工場等の建物を取得し、操業を開始すること 3. 現在、所有する工場等敷地内に 2026年4月1日から2031年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した本社・研究開発機能を持つ建物を取得し、操業を開始すること ・上記いずれの場合であっても、県内移転(*4)の場合は対象外（ただし、移転先が「上記①の産業団地」かつ「建物の延床面積が 3,000 m²以上」である場合は対象） ・上記④⑤の場合は、当該事業の開始に伴い正社員を新たに1人以上(本県に住民登録している者)、上記⑥の場合は、新たに5人以上(本県に住民登録している者)を雇用すること
補助対象	土地・建物・生産設備
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業(流通施設に限る)、植物工場、旧頭脳立地法に規定する 16 業種(*5)、データセンター(*6) ※補助要件2・3は製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する 16 業種が対象

補助額	・ 土地：不動産取得税課税標準額の 3 % ※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の 5 % ①食品関連企業 ②国のグリーン成長戦略の 1 4 分野うち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業 ③特定重要物資等供給事業者(*8)又は特定重要物資等支援事業者(*9) ・ 建物：不動産取得税課税標準額の 4 % ※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の 5 % ①食品関連企業で県内に本社を置く中小企業 ②国のグリーン成長戦略の 1 4 分野うち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業 ③特定重要物資等供給事業者(*8)又は特定重要物資等支援事業者(*9) ・ 生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額(*7)の合計額が30億円を超えた場合、その超えた額について、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を合算した額 (1) 100億円以下の額については、生産設備相当分の 5 % (2) 100億円を超えた額については、生産設備相当分の 1 % 【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の合計額について、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を合算した額(下限額なし) (1) 100億円以下の額については、生産設備相当分の 5 % (2) 100億円を超えた額については、生産設備相当分の 1 %
限度額	30 億円（半導体等成長産業企業(*10)の場合には 70 億円） (栃木県産業定着集積促進支援補助金を併用する場合はその合計額)
対象期限	2030 年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

*1 工場等：工場、倉庫、事務所、研究所、植物工場（施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設）、その他これらと併せて設置する建物

*2 工業誘導地域：農村産業法の産業導入地区、低開発地域工業開発促進法の低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域、工場立地法に規定する工場適地、都市計画法に規定する工業地域・工業専用地域

*3 工場跡地：従前は工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの（市街化調整区域に存するものを除く）

*4 県内移転：県内の既存工場等を閉鎖して、県内に新たに土地を求め工場等を新設すること

*5 旧頭脳立地法に規定する 1 6 業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、デザイン業、エンジニアリング業、自然科学研究所、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、機械設計業

*6 データセンター：電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物

*7 生産設備に係る投下固定資産額：生産設備に係る固定資産税課税標準額

*8 特定重要物資等供給事業者：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 4 3 号）第 9 条の規定に基づき、特定重要物資の安定供給確保のための取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）の認定を受けた者又は特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 3 7 号）第 1 1 条の規定に基づき、特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた者

*9 特定重要物資等支援事業者：特定重要物資等供給事業者が行う当該特定重要物資等の生産等に必要不可欠な製品及び部素材等を供給する者

*10 半導体等成長産業企業：特定重要物資等供給事業者及び特定重要物資等支援事業者のうち、半導体又は蓄電池の生産等を行う者をいう

注）企業立地・集積促進補助金を申請するためには、土地の取得があった場合は土地の取得後 6 ヶ月以内に、土地の取得を伴わない場合は、工場等の建築に着手する前又は工場等を承継取得する前に事前届出書の提出が必要です。

<令和 6 年 4 月時点>

栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助

県内女性の雇用創出に向けた本県へのオフィス設置及び拡大の促進を目的にした補助金です。

名 称	栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金
対象地域	栃木県内全域
補助対象者	①情報通信業（日本標準産業分類に定める通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業） ②専門・技術サービス業（日本標準産業分類に定める専門サービス業、広告業、技術サービス業） ③スタートアップ企業（「創業 10 年以内の者で、行政機関等における伴走支援等のスタートアップ支援事業に過去 5 年以内に採択された者」等、県が別途定める要件に該当する企業）
補助対象事業	(1) オフィス立地型 県内に新たにオフィスを設置するために建物を賃借し、実施する事業 (2) オフィス拡大型 県内に既にオフィスを有する企業が、県内に新たにオフィスを増設するため又は従業員の増加を伴う県内移転のために建物を賃借し、実施する事業
補助要件	2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までに県内にオフィスを設置又は増設し、新たに建物の賃借を開始すること 〈補助対象〉 次の要件を全て備えていること ①県内在住の女性を 1 名以上新規雇用すること ②被雇用者を 5 人（中小企業者の場合は 3 人）以上配置すること オフィス拡大型にあつては、県内の他の事業所の被雇用者数が維持されていること ③オフィス拡大型にあつては、基準日*1 において県内での操業実績が 5 年以上あること ④賃借する期間が原則として 2 年以上の契約であること
補助対象経費	オフィスの賃借料（賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他類する諸経費を除く）、通信費、人件費（県内女性新規被雇用者）
補助額	賃借料の 1 / 2 以内、通信費 1 / 2 以内、人件費 30 万円（県内女性新規被雇用者 1 人につき、最大 12 か月分）
補助期間	2 年間
限 度 額	賃借料・通信費計 120 万円/年、人件費 30 万円/人（人数上限なし）、総補助額計 210 万円/年
対象期限	2026 年度まで
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

*1 基準日…補助対象事業を行うため新たに賃借する建物の賃貸借契約締結日をいう。

産業立地促進資金

県内の工場用地等に工場等を設置する者に対して、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、地域産業の振興・高度化することを目的とした融資です。

1.新規立地促進融資

融資の種類	新規立地促進融資	
		知事特認
融資対象	各種法令等に基づく県内工場適地等（知事特認の対象となる産業団地を除く）に工場等を新設するもの	地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人又は国等により取得又は造成された県内の産業団地等（※）に工場を新設するもの
融資限度額	10 億円	20 億円
融資期間	12 年以内（うち据置 2 年以内）	15 年以内（うち据置 3 年以内）
融資利率（固定）	保証協会の保証を付す場合、 年 2.0%以内（責任共有制度対象外） 年 2.2%以内（責任共有制度対象） 保証協会の保証を付さない場合、 年 2.5%以内	保証協会の保証を付す場合、 年 1.5%以内（責任共有制度対象外） 年 1.7%以内（責任共有制度対象） 保証協会の保証を付さない場合、 年 1.8%以内
着工前の承認	不要	必要
取扱する金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫	
資金の用途	① 土地の購入資金（土地取得後、3 年以内に操業を開始するものに限り） ② 工場等の建築資金 ③ 機械等の購入資金（新規に限り）	
融資実行・返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります	
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL：028-623-3202	

※真岡第 1 工業団地・真岡第 2 工業団地・真岡第 3 工業団地・真岡第 4 工業団地

・真岡第 5 工業団地・大和田産業団地・真岡てらうち産業団地

※新規立地促進融資とグローアップ融資の併用はできません。

※植物工場に関する保証協会の保証の取り扱いについては保証協会にご確認ください

2.グローアップ融資

名 称	グローアップ融資
融資対象	とちぎ産業成長戦略において「戦略3要素」、「未来技術」および「重点支援成長分野」として位置づけられる産業及び技術等の成長分野における先進性のある大規模投資や、雇用創出又は中小企業受託事業者への発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行うもの
融資限度額	5億円 ※下限5,000万円超
融資期間	12年以内(うち据置2年以内)
融資利率 (固定)	保証協会の保証を付す場合、 年1.8%以内(責任共有制度対象外) 年2.0%以内(責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.2%以内
着工前の承認	必要
取扱する 金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
資金の用途	① 工場等の建築資金 ② 機械等の購入資金(新規、拡充に限ります)
融資実行・ 返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

※新規立地促進融資とグローアップ融資の併用はできません。

※植物工場に関する保証協会の保証の取り扱いについては保証協会にご確認ください

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者向け）

真岡市は、市内で新たに創業する者が行う新しいマーケットの創出を支援し、地場産業の振興を図ることを目的に、新製品開発及び販路開拓に対し予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金	
事業期間	2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日まで(5 年間)	
対 象 者	市内において創業又は事務所等の設置から 3 年以内の中小企業者で、新製品開発や販路開拓を行う者	
主な交付要件	・ 中小企業基本法第 2 条に定める業種であること ・ 申請する事業に専念し、直接従事していること ・ 他の機関から同種の補助を受けていない者 ・ 市税に滞納がない者	
対象経費	新商品開発	(1) 大学及び研究機関等との共同開発に係る経費(負担金) (2) 原材料及び副資材の購入に係る経費(原材料費) (3) 設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費(工事請負費、備品購入費、使用料及び賃借料) (4) 工具器具の購入に係る経費(消耗品費及び備品購入費) (5) 外注加工及びデザイン開発に係る経費(委託料) (6) その他市長が特に必要と認める経費
	販路開拓	(1) 見本市・展示会の会場に係る経費(委託料、使用料及び賃借料) (2) 出品物の輸送に係る経費(通信運搬費) (3) その他市長が特に必要と認める経費
補助金額	対象経費の 1/2 限度額 30 万円 ※ 1 事業者 1 回のみ	
申請期間	通年	
申請書類	・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金申請書(様式第 1 号) ・ 事業計画書(様式第 2 号) ・ 開業届の写し又は登記簿謄本及び定款の写し	
交付決定後の提出書類	・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金実績報告書(様式第 4 号) ・ 補助対象経費の金額がわかる領収証等の写し(証拠書類を含む) ・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付請求書(様式第 6 号)	
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134	

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市事業承継者支援補助金

真岡市は、地場産業の振興を図ることを目的として、事業を承継した中小企業者が、商工団体等の支援を受けながら、新たな販路開拓に取り組む事業計画に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市事業承継者支援補助金
事業期間	2025 年 4 月～2030 年 3 月（5 年間）
対 象 者	市内に本店等を有し 10 年以上継続していた事業を引継ぎ 3 年未満の中小企業者で、新商品・新サービスの開発又は市外で展示会等の出店を行う者
主な交付要件	・ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に定める業種であること ・ 申請する事業に専念し、直接従事していること ・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること ・ 交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること ・ 市税に滞納がない者
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（福祉事業のみ）、委託費、設備処分費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く
補助金額	対象経費の 1/2 限度額 30 万円 ※ 1 事業者 1 回のみ
申請期間	通年（真岡商工会議所又はにのみや商工会へ事前にご相談ください）
申請書類	・ 真岡市事業承継者支援補助金交付申請書（様式第 1 号） ・ 補助対象事業計画書（様式第 2 号） ・ 支援計画書（商工団体作成）（様式第 3 号） ・ 開業届の写し又は登記簿謄本及び定款の写し等 ・ その他市長が必要と認める書類
交付決定後の提出書類	・ 真岡市事業承継者支援補助金交付申請取下届出書（辞退する場合）（様式第 5 号） ・ 真岡市事業承継者支援補助金実績報告書（様式第 6 号） ・ 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し（証拠書類を含む） ・ 真岡市事業承継者支援補助金交付請求書（様式第 8 号）
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市小規模事業者支援補助金

真岡市は、地場産業の振興を図ることを目的に、小規模事業者が商工団体等の支援を受けながら、新たな販路開拓に取り組む事業計画に対して、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市小規模事業者支援補助金
事業期間	2025 年 4 月～2030 年 3 月（5 年間）
対 象 者	市内で主たる事務所（本社機能）を有し、創業又は事業承継から 3 年以上経過している小規模事業者で、新商品・新サービスの開発又は市外で展示会等の出店を行う者
主な交付要件	・ 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項に定める業種であること ・ 申請する事業に専念し、直接従事していること ・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること ・ 交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること ・ 所定の期間内に事業計画書等の申請書類を市へ提出し、採択されること ・ 市税等に滞納がない者
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く
補助金額	対象経費の 1/2 限度額 20 万円
申請期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日 （事前に真岡商工会議所又はにのみや商工会へご相談ください）
申請書類	・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付申請書（様式第 1 号） ・ 補助対象事業計画書（様式第 2 号） ・ 支援計画書（商工団体作成）（様式第 3 号） ・ 直近 2 年分の確定申告書の写し（別表一・別表一次葉・別表二、収支内訳書、決算書等） ・ その他市長が必要と認める書類
交付決定後の提出書類	・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付申請取下届出書（辞退する場合）（様式第 5 号） ・ 真岡市小規模事業者支援補助金実績報告書（様式第 6 号） ・ 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し（証拠書類を含む） ・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付請求書（様式第 8 号）
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

真岡市産業財産権取得事業費補助金

中小企業の競争力向上、経営基盤の安定及び体質強化を目的として、産業財産権の出願に係る費用の一部補助を行っています。

名 称	真岡市産業財産権取得事業費補助金
対 象 者	中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所を有し、市内で 1 年以上事業を営んでいること
補助要件	・市税等に滞納がないこと ・同一の補助対象者に対して、1 会計年度内において 1 回に限る ※ただし、既にこの補助金の交付決定を受けた産業財産権と同一の権利に係る出願は、申請年度にかかわらず、補助の対象とならない。 ・他の機関からこの要綱に基づく補助と同種の補助を受けている者は、補助対象者とはならない
補助対象事業	補助の対象となる事業は、補助対象者が自ら開発した製品、技術、意匠等に係る産業財産権の出願で、次に掲げるもの ・特許法に基づく特許出願 ・実用新案法に基づく実用新案登録出願 ・意匠法に基づく意匠登録出願 ・商標法に基づく商標登録出願
補助対象経費	出願料、審査請求料、弁理士手数料等
補助金額	対象経費の 3/4 以内 ※ 1 事業所 1 会計年度 1 回を限度
限 度 額	特許出願 補助 1 件当たり 30 万円 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願 補助 1 件当たり 10 万円
申請期間	通年
申請書類	・真岡市産業財産権取得事業費補助金交付申請書（様式第 1 号） ・事業計画書 ・収支予算書 ・登記事項証明書の写し ・その他市長が必要と認める書類
交付決定後の提出書類	・真岡市産業財産権取得事業費補助金実績報告書（様式第 3 号） ・事業実績書 ・収支決算書 ・出願に係る申請書、通知書等の写し ・詳細説明書、写真、図面、パンフレット等 ・補助対象事業に要した経費の支出を証する書類の写し
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係：TEL：0285-83-8134

フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成事業

1.新商品等開発支援事業

名 称	フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成事業(新商品等開発支援事業)
対 象 者	(1) 中小企業者（農林漁業者を除く。）と農林漁業者との連携体 (2) 自ら事業を行うNPO法人等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体
対 象	県産農産物等を活用した新商品・新役務の実用化に向けた市場動向調査、試作品開発、その他研究開発に要する経費への助成（市場動向調査単独では不可。）
事業期間	1年以内
補助金額	対象経費の4/5以内 限度額 300万円
お問合せ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2608

2.販路開拓支援事業

名 称	フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成事業(販路開拓支援事業)
対 象 者	(1) 中小企業者（農林漁業者を除く。）と農林漁業者との連携体 (2) 自ら事業を行うNPO法人等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体
対象事業	県産農産物等を活用して開発した新商品・新役務の販路開拓のために行う市場動向調査、展示・商談会の開催・出展等に要する経費への助成（市場動向調査単独では不可。）
事業期間	1年以内
補助金額	対象経費 4/5 以内 限度額 100万円
お問合せ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2608

とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業

1.創業分野 ①創業支援事業（新規創業支援）

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業（新規創業支援）
対 象 者	中小企業者、企業組合、NPO 法人、LLP として創業する者（以下「創業者」という）
対象事業	創業者による県内での創業のための事務所又は店舗の整備、創業事業（注）の推進に要する経費への助成 ただし、下記のいずれかに該当すること ① 地域の課題解決に資する事業により創業しようとする者。 ② 令和3年度（過去5年）以降に商工団体等の公的支援機関の創業支援事業を修了した者 （注）「公的支援機関の創業支援事業」とは、創業塾（日本商工会議所等主催）や創業サポートアカデミー（（公財）栃木県産業振興センター主催）などの事業を指します。創業に必要な知識等の習得が成される内容のものであることをカリキュラム等で確認させていただく場合があります。単なる講演会等は該当しません。 ③ 令和3年（過去5年）以降に特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けた者 ※ 交付決定日から助成事業期間の終了日（交付決定日から最大1年以内）までに県内の税務署に開業届の提出又は法人登記（県内に本店を置く場合に限る。）し、事業を開始することが助成金交付の要件となります。
助成期間	交付決定日から最長1年間
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額100万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2607

1.創業分野 ①創業支援事業（創業後支援）

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業（創業後支援）
対 象 者	中小企業者、企業組合、LLPとして創業後5年以内の者（以下「既創業者」という。）
対象事業	既創業者が県内で行う創業事業の推進に要する経費への助成 ただし、①又は②に該当すること ① 令和3年（過去5年）以降に商工団体等の公的支援機関の創業支援事業（創業塾等）を修了した個人事業者、若しくは当該支援事業の修了者が設立し経営する法人（会社、企業組合、LLPに限る。） ② 令和3年（過去5年）以降に特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けた者、若しくは当該証明書の発行を受けた者が設立し経営する法人（会社、企業組合、LLPに限る。） ※ 申請時点で過去5年以内に創業（個人は県内税務署への開業届の提出、法人は県内本店にて法人登記）し、現に県内の本社又は主たる事務所・店舗で事業を営んでいることが助成金交付の要件となります。

○新たな研究開発等をお考えのとき

助成期間	交付決定日から最長 1 年間
補助金額	対象経費の 2/3 以内 限度額 50 万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2607

1 創業分野 ②スタートアップ支援事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(スタートアップ支援事業)
対 象 者	中小企業者、企業組合、LLPとして創業する者（以下「起業家」という。） 又は創業後 10 年以内の中小企業者、企業組合、LLP
対象事業	革新的な技術・アイデアによる社会に価値をもたらす製品・サービスの提供又は社会課題の解決により成長を目指すための具体的なビジネスモデル・ビジネスプラン ^① ）を有する起業家又は企業（以下「スタートアップ」という。）が県内でその事業を行うための事務所又は店舗の整備に要する経費、創業事業 ^② ）の推進に要する経費への助成 ^① 行政機関・産業支援団体・金融機関等から、ビジネスモデル又はビジネスプランが評価され、表彰、支援等を受けている事業（者）であることが必要です。（例：以下の①～⑤） ① 経済産業省から J-Startup 又は地域版 J-Startup として選定されている者 ② 行政機関等が実施するスタートアップ支援事業に過去 5 年以内に採択され、支援を受けた者 ③ 次に掲げるいずれかの要件を満たす者から出資を受けている者 ア 金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に定める適格機関投資家 イ 法第 29 条の登録を受け、法第 28 条第 4 項に定める投資運用業を行う者 ④ 行政機関等・金融機関が主催又は共催した過去 5 年以内のビジネスプランコンテスト等のビジネスプランを評価する大会で、入賞したビジネスプランに基づく事業を行う者 ④ 大学発ベンチャーとして大学から認定を受けている者 ^② 「創業事業」とは、創業時点の事業を指します。
助成期間	交付決定日から最長 1 年間
補助金額	対象経費の 2/3 以内 限度額 300 万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2607

2.戦略産業等・競争力強化分野 ①技術高度化・製品開発等助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(技術高度化・製品開発等助成事業)
対 象 者	①栃木県内に主たる事務所等を有する中小企業者 ② ①からなるグループ
対象事業	中小企業者が行う技術の改善・改良・開発等の技術高度化の事業、新製品開発の事業に要する経費への助成
助成期間	交付決定日から最長1年間
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額500万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

2.戦略産業等・競争力強化分野 ②生産性向上助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(生産性向上助成事業)
対 象 者	①栃木県内に主たる事務所等を有する中小企業者 ② ①からなるグループ
対象事業	中小企業者等が行う生産性向上に要する経費への助成
助成期間	交付決定日から最長1年間
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額300万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

2.戦略産業等・競争力強化分野 ③販路開拓・認証取得助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(販路開拓・認証取得助成事業)
対 象 者	①栃木県内に主たる事務所等を有する中小企業者 ② ①からなるグループ
対象事業	中小企業者が行う販路の開拓、品質マネジメントシステム等の認証取得に要する経費への助成
助成期間	交付決定日から最長1年間
補助金額	対象経費2/3以内 限度額150万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

脱炭素化技術育成支援事業

補助金名称	脱炭素化技術育成支援事業
補助対象者	県内に事業所を有する中堅企業者、中小企業者等及び大学等
補助対象事業	県内の中堅企業者、中小企業者等及び大学等が行う、脱炭素化の実現に資する技術開発のうち、実用化に向けた理論の確立や試作品の開発等（中小企業者が主体となって大学・公的試験研究機関等の研究機関と連携して行う、脱炭素化の実現に資する技術開発事業も対象）で、他の補助金等の助成対象となっていないもの。
補助期間	交付決定日から2年以内 （交付申請は令和8（2026）年7月から12月まで随時募集予定）
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額500万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 次世代産業支援チーム TEL：028-670-2608

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

中小企業高度化・事業創出助成事業

名 称	中小企業高度化・事業創出助成事業
対 象 者	高度技術産学連携地域（宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町）に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象事業	① 研究開発助成事業 高度技術産学連携地域の中小企業者が実施する、新製品・新技術開発に要する経費の一部を助成 ② デジタル・産学官連携推進助成事業 高度技術産学連携地域の中小企業者が実施する、AI・IoTソリューションの試験導入、経営課題解決に向けて大学等高等教育機関と連携した実証実験、又は起業家との共同事業化に要する経費の一部を助成
補助金額	① 対象経費の2/3以内 限度額150万円 ② 対象経費の2/3以内 限度額100万円
申請期間	交付決定日（令和8（2026）年8月上旬予定）から最長1年間
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 次世代産業支援チーム TEL：028-670-2608

補助金

栃木県

若手研究者研究開発支援事業（世界一を目指す研究開発助成）

名 称	若手研究者研究開発支援事業（世界一を目指す研究開発助成）
対 象 者	・ 法人格を有する県内中小企業（製造業若しくはソフトウェア業）※ ¹ ※ ¹ ：中小企業者は、中小企業基本法（昭和38年法律154号）2条に規定するものです。（みなし大企業を含む。） ・ 栃木県内の理工系大学等の高等教育機関※ ² ※ ² ：大学のうち理工学・農学・医学・薬学等の各学部、国立高等専門学校、及び職業能力開発大学校とします。
対象事業	栃木県内の中小企業や理工系大学等の高等教育機関に属する若手※ ³ の研究者や技術者が、小さくとも世界一の技術等の開発を目指して行う研究・開発（品質・コスト等について、現状を把握した上で、それをさらにもう一歩進めようとする研究・開発は全て対象）で、他の補助金等の助成対象となっていないもの。 ※ ³ ：代表研究者は、4月1日現在で45歳未満の方とします。
補助金額	限度額 100 万円
助成期間	交付決定日から2月末まで
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 戦略産業振興チーム TEL：028-670-2601

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

とちぎグリーン成長産業創出支援事業

名 称	とちぎグリーン成長産業創出支援事業
対 象 者	(1) 県内に事業所を有する中小企業・中堅企業等（みなし大企業は除く） (2) (1) 記載の中小企業を実施主体とする複数の企業によって構成される連携体
対象事業	カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的技術の実装や新産業の創出が見込まれる技術開発について、事業化の検討段階から実用化開発まで切れ目なく一体的に支援 (1) FS 調査 シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査に要する経費を助成 (2) インキュベーション研究 実用化開発の前段の研究として、基礎的データの取得、現象やメカニズムの解明等、技術シーズ等の育成、ブラッシュアップ段階の研究に要する経費を助成 (3) 実用化開発 事業化を阻害している要因を克服し、製品化を目指す実用化、実証段階にある開発に要する経費を助成
補助金額	(1) FS 調査 助成率：中小企業・中堅企業等2/3 以内 大企業 1/2 以内 限度額：500 万円 (2) インキュベーション研究 助成率：中小企業・中堅企業等2/3 以内 大企業 1/2 以内 限度額：単体 500 万円、連携体 1000 万円 (3) 実用化開発 助成率：中小企業・中堅企業等2/3 以内 大企業 1/2 以内 限度額：単体 2,000 万円、連携体 4,000 万円
助成期間	交付決定日から2年以内
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 次世代産業支援チーム TEL：028-670-2608

65歳超雇用推進助成金（①～③コースとも拡充されました!!）

①65歳超継続雇用促進コース

名 称	65歳超雇用推進助成金 ①65歳超継続雇用促進コース											
概 要	65 歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、 66 歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成を行うコース											
支 給 額	◆定年引上げ、定年の定めの廃止、継続雇用制度の導入 （単位：万円）											
	実施した制度		定年引上げ又は定年の廃止				継続雇用制度の導入					
	引上げ 年齢 対象 労働者数	65歳	66～69歳		70歳以上 (※1)	定年の定 めの廃止	66～69歳		70歳以上(※2)			
			5歳未満	5歳以上			希望者 全員	対象者 基準あり	希望者 全員	対象者 基準あり		
			1～3人	15	25	40	45	60	22	20	40	36
			4～6人	20	32	65	70	120	37	32	65	60
			7～9人	25	39	110	115	180	60	50	105	95
	10人以上	30	46	135	140	240	90	75	130	120		
	※1 旧定年年齢が70歳未満のものに限ります。 ※2 改正前就業規則で70歳以上の継続雇用制度を定めていた事業主は、改正前就業規則で定めていた継続雇用制度が対象者基準であり、新たに希望者全員継続雇用制度を導入した場合に限ります。											
	◆他社による継続雇用制度の導入（単位：万円）											
	実施した制度		継続雇用制度の導入									
	引上げ年齢 対象労働者数	66～69歳				70歳以上						
		希望者全員		対象者基準あり		希望者全員		対象者基準あり				
		1～3人		20		16		32		30		
		4～6人		30		26		50		45		
7～9人		50		40		85		75				
10人以上		70		60		105		100				
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226											

○雇用改善をするとき

②高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

助成金

J E E D

名 称	65歳超雇用推進助成金 ②高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
概 要	高年齢者の雇用推進を図るために雇用管理制度の整備にかかる措置を実施した事業主に対して助成するコース ＜対象となる措置等の実施例＞ ○高年齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した賃金・人事処遇制度の導入又は改善 ○労働時間制度の導入又は改善 ○健康管理制度の導入 等
支 給 額	(1) 賃金・人事処遇制度の導入又は改善の措置 中小企業事業主：60万円 中小企業事業主以外：45万円 (2) 上記（1）以外の措置 中小企業事業主：30万円 中小企業事業主以外：23万円 (3) 機器の導入 支給される措置の実施に伴い必要となる機器等の導入を行った場合、当該導入に要した経費の額に60%（中小企業以外は45%）を乗じた額（上限30万円）を上乗せ（100円未満は切り捨て）
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226

③高年齢者無期雇用転換コース

助成金

J E E D

名 称	65歳超雇用推進助成金 ③高年齢者無期雇用転換コース
概 要	50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に変換させた事業主に対して助成を行うコース
支 給 額	対象労働者1人につき40万円（中小企業事業主以外は30万円） ※1支給申請年度1適用事業所あたり上限10人
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226

○雇用改善をするとき

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者のための各種助成金

助成金

J E E D

※ 障害者助成金に関する詳細は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）のホームページに掲載しております。

名 称	① 障害者作業施設設置等助成金 ② 障害者福祉施設設置等助成金 ③ 障害者介助等助成金 ④ 重度障害者等通勤対策助成金 ⑤ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ⑥ 職場適応援助者助成金 ⑦ 障害者雇用相談援助助成金 ⑧ 障害者能力開発助成金 ⑨ 障害者職場実習等支援事業
概 要	①障害者の障害特性上による就労の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ等の附帯施設もしくは作業設備の設置または整備を行う場合に費用の一部を助成 ②障害者の障害特性による課題に配慮した休憩室等の施設の設置または整備を行う場合に費用の一部を助成 ③障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成 ・手話通訳・要約筆記担当者等の配置、委嘱 ・職場介助者の配置、委嘱 ・職場支援員の配置、委嘱 ・職場復帰支援 ・中途障害者技能習得支援 ・中高年齢等障害者技能習得支援 ・健康相談医の委嘱 ・職業能力開発向上支援専門員の配置、委嘱 ・介助者等資質向上措置 ・職業生活相談支援専門員の配置、委嘱 ・重度訪問介護サービス利用者等職場介助 ④障害特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成 ・住宅の賃借 ・指導員の配置 ・住宅手当の支払 ・通勤用バスの購入 ・通勤用バス運転従事者の委嘱 ・通勤援助者の委嘱 ・駐車場の賃借 ・通勤用自動車の購入 ・重度訪問介護サービス利用者等通勤援助 ⑤障害者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成 ⑥職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に支給 ・訪問型職場適応援助者または、訪問型上級職場適応援助者 ・企業在籍型職場適応援助者 ⑦障害者雇用相談援助事業を実施する事業者が、当該事業を利用する事業主に障害者雇用相談援助事業を行った場合に支給 ⑧障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う事業主の方、またはその能力開発訓練事業を運営する事象主の方へ、その費用の一部を助成 ⑨これから障害者を雇用しようとする事業主の方がハローワークと協力して職場実習を実施し雇入れた場合や、障害者雇用のノウハウをお持ちの事業主の方がノウハウの不足している事業主に対して職場見学を実施した場合に支給
支 給 額	上記、①～⑨の各助成金・事業ごとにJEEDが定める額を支給します。
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226

○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

融 資

真岡市

真岡市商工振興資金

この資金は、市内中小企業者等の皆さんが事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、真岡市と金融機関が協調して行う融資制度です。

1. 運転資金

名 称	真岡市融資制度：運転資金		
使いみち	- 商品仕入、買掛金支払、手形の決算等 - 真岡市商工振興資金（運転・設備）の既借借入金の借換え		
限 度 額	1,000 万円		
利 率	返済期間 3年以内の利率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 7年以内の利率
	1.3%	1.5%	1.7%
必要な資格	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者		
提出書類	- 融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） - 調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） - 法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む） - 個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） - 市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） - 保証料補助申請書		

2. 設備資金

名 称	真岡市融資制度：設備資金			
使いみち	機械器具等の購入、設備の改善、従業員の福利に関する設備			
限 度 額	2,000 万円			
利 率	返済期間 3年以内の利率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 7年以内の利率	返済期間 10年以内の利率
	1.3%	1.5%	1.7%	1.9%
必要な資格	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者			
提出書類	- 融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） - 調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） - 法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む） - 個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） - 市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） - 見積書及びカタログ - 保証料補助申請書			

○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

融 資

真岡市

3.緊急経営対策資金

名 称	真岡市融資制度：緊急経営対策資金	
使いみち	1. 経営安定に必要な運転資金 2. 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の既往借入金の借換え 3. 自然災害等により必要となった運転資金又は設備資金（設備資金については必要な資格 5 の場合のみ）	
限 度 額	運転資金：1,000 万円	設備資金：2,000 万円
利 率	返済期間 5 年以内の利率	返済期間 10 年以内の利率
	0.8%（責任共有制度対象外） 1.0%（責任共有制度対象）	1.0%（責任共有制度対象外） 1.2%（責任共有制度対象）
必要な資格	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない方で、景気低迷による売上不振等※や自然災害等の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者 ※市が認める特定の要因による景気低迷（令和8年度は原油価格、物価高騰が対象） 1. 最近1か月の売上高等が前年同月又は前々年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの 2. セーフティネット保証4号認定者（借換のみ） 3. セーフティネット保証5号認定者 4. 危機関連保証認定者 5. 自然災害等の影響を受け、申込みの1年以内に本市の罹災証明等を交付されたもの	
提出書類	・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可 ・法人  決算書最近2期分（附属明細書を含む） ・個人  確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・保証料補助申請書 ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証、営業状況確認書のいずれか	

○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

融 資

真岡市

4.季節資金

名 称	真岡市融資制度：季節資金	
使いみち	・夏季（6月～8月）と年末（11月～12月）の事業経営に必要な運転資金	
限 度 額	各々500 万円	
利 率	6月～8月申込み 翌年3月末日までの利率	11月～12月申込み 翌日9月末日までの利率
	1.2%	1.2%
必要な資格	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	
提出書類	・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可 ・法人  決算書最近2期分（附属明細書を含む） ・個人  確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・保証料補助申請書	

5.創業資金

名 称	真岡市融資制度：創業資金	
使いみち	・融資振興会が創業に必要と認めた運転、設備資金及び創業後1年未満の運転、設備資金	
限 度 額	500 万円	
利 率	返済期間5年以内の利率	
	1.5%	
必要な資格	・市内に事業所を開設する小規模企業者で、市内に2年以上居住し、市税に未納のない方又は出身者（二親等以内の親族が市内に2年以上居住する方）	
提出書類	・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・新規事業計画書 ・見積書 及び カタログ ・保証料補助申請書	

○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

融 資

真岡市

6.特別小口資金

名 称	真岡市融資制度：特別小口資金
使いみち	・融資振興会等が基盤の強化を必要と認めた小規模企業者の運転、設備資金
限 度 額	300 万円（設備資金は所要額の 80 パーセント以内）
利 率	返済期間 3 年以内の利率
	1.3%
必要な資格	・市内で 1 年以上同一事業を営み、市税に未納のない小規模企業者
提出書類	・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む） ・個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・見積書 及び カタログ

7.商工業育成資金

名 称	真岡市融資制度：商工業育成資金
使いみち	・商品仕入、買掛金支払、手形の決算等 ・店舗の新築、改築、機械器具等の購入、設備の改善
限 度 額	500 万円
利 率	返済期間 5 年以内の利率
	1.2%
必要な資格	・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む） ・個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・見積書 及び カタログ

8.関連倒産防止資金

名 称	真岡市融資制度：関連倒産防止資金
使いみち	・取引先企業倒産に関連し、債券回収が困難な場合
限 度 額	500 万円（債権回収が困難な額について）
利 率	返済期間 5 年以内の利率 1.2%
提出書類	・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人 → 決算書最近 2 期分（附属明細書を含む） ・個人 → 確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・保証料補助申請書

中小企業信用保険法で定める小規模企業者・中小企業者の範囲

※バー、カフェー、キャバレー、金融業、遊技場を除く

<小規模企業者>

区分	従業員数
商業・サービス	5 人以下
その他の業種	20 人以下

<中小企業者>

区分	資本金	従業員
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

保証料の補助制度

運転資金・設備資金・緊急経営対策資金・関連倒産防止資金・創業資金・季節資金の利用者については、融資実行時に栃木県信用保証協会を経由して、保証料を全額補助する制度を設けています。（経営者保証の解除を事業所が選択して、保証料が上乗せされた部分については自己負担になります。）

問い合わせ先 真岡市産業部商工観光課商工業係 TEL:0285-83-8134

栃木県創業支援資金

①別表 1

名 称	栃木県創業支援資金：別表 1
対 象 者	県内で新たに中小企業者として創業しようとする者（創業して1年以内の者を含む）のうち、次のいずれかに該当するもの 1. 特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者で、それらの権利を活かして創業しようとするもの 2. 同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員で、その技術・経験を活かして創業しようとするもの 3. 法律に基づく資格を所有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの 4. 商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者で、その知識を活かして創業しようとするもの （1）経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座 （2）原則 20 時間以上の講座 ただし、当該時間未満のものについては、県経営支援課長が認めるもの 5. 国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業しようとするもの
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	運転資金 2,000 万円 設備資金 3,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	年 2.0%以内（責任共有制度対象） 年 1.8%以内（責任共有制度対象外） UIJ ターン創業者の場合は、 年 1.9%以内（責任共有制度対象） 年 1.7%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内外営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

②別表 2

名 称	栃木県創業支援資金：別表 2
対 象	次のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人が 1 か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの 4. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 5. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 6. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 7. 事業を営んでいる個人が現在営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 8. 上記 3. に規定する創業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していないもの
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500 万円
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	年 2.0%以内（責任共有制度対象） 年 1.8%以内（責任共有制度対象外） UIJ ターン創業者の場合は、 年 1.9%以内（責任共有制度対象） 年 1.7%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内外営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

③別表 3（女性・若者・シニア支援）

名 称	栃木県創業支援資金：別表 3（女性・若者・シニア支援枠）
対 象 者	女性、若者、又はシニアで、次のいずれかに該当するもの （別表 1 関連）別表 1 融資対象の要件のいずれかに該当するもの （別表 2 関連）次の要件のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアで、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアで、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの 4. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアにより設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの （若者とは、融資申込時点で 30 歳未満の者） （シニアとは、同じく 55 歳以上の者） （法人の場合は、設立時から継続して女性・若者・シニアが代表者である場合に限る）
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	年 1.9%以内（責任共有制度対象） 年 1.7%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内外営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

④別表 4（スタートアップ支援枠）

名 称	栃木県創業支援資金：別表 4（スタートアップ支援枠）
対 象 者	次のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 4. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 5. 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していないものであって、新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していないもの
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500 万円
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内） ただし、申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、10 年以内（うち据置 3 年以内）とする
融資利率	年 1.7%以内（責任共有制度対象外）
自己資金	保証申込受付時点において税務申告 1 期末終了の創業者にあつては創業資金総額の 10 分の 1 以上の自己資金を有していることを要する。
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証（スタートアップ創出促進保証）を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内外営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

栃木県一般資金（運転）

	一般枠	短期枠
融資対象者	県内に事業所を有し（事業所を新たに設置する場合を含む。）、かつ同一の事業実績を 1 年以上有する中小企業者、中企業団体	
資金使途	運転資金	
融資限度額	中小企業者 3,000 万円 中小企業団体 1 億円 （組合員転貸は、1 組合員 1,000 万円以内）	中小企業者 2,000 万円 中小企業団体 1 億円 （組合員転貸は、1 組合員 1,000 万円以内）
融資期間	7 年以内（うち据置 1 年以内）	1 年以内
融資利率	年 2.6%以内（保証なし） 年 2.3%以内（責任共有制度対象） 年 2.1%以内（責任共有制度対象外）	年 2.1%以内（保証なし） 年 1.8%以内（責任共有制度対象） 年 1.6%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	金融機関の必要に応じて信用保証協会の保証を付するものとする	
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内外営業店	
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181	

栃木県一般資金（設備）

融資対象者	県内に事業所を有し（事業所を新たに設置する場合を含む。）、かつ同一の事業実績を 1 年以上有する中小企業者、中小企業団体	
対象設備	事業に必要な設備資金 ①機械 ・生産、加工、試験、測定、搬送、販売又は役務の提供に使用し、設置の効果が十分に期待される機械 ・構築物 ・事業実施に必要不可欠な車両 等 ②建物 ・店舗、工場、倉庫及び事務所等の新築、取得、増改築又は改装経費 ・上記建物に付随する設備の購入経費 ・テナント出店に要する改装経費 等 ③土地（投機目的での土地購入は対象外） ・事業拡大のための用地取得 ・事業承継における土地の譲り受け 等	
融資限度額	1 億円	
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）	
融資利率	年 2.6%以内（保証なし） 年 2.3%以内（責任共有制度対象） 年 2.1%以内（責任共有制度対象外）	
信用保証及び保証料	金融機関の必要に応じて信用保証協会の保証を付するものとする	
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181	

○地場産品の新規創出、既存産品の改良・増産等をお考えのとき

融 資

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫融資制度

1.一般貸付

資金の使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融資限度額	4,800 万円		7,200 万円
ご返済期間	5 年以内（特に必要な場合 7 年以内） ＜うち据置期間 1 年以内＞	10 年以内 ＜うち据置期間 2 年以内＞	20 年以内 ＜うち据置期間 2 年以内＞
利率（年）	基準利率 使いみち、返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます		
担保・保証人	希望を伺いながら相談させていただきます		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505		

2.マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000 万円	
ご返済期間 （うち据置期間）	10 年以内 （2 年以内）	
利率（年）	特別利率 F	
保証人・担保	保証人・担保は不要です 利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要です	
問い合わせ先	日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505	

真岡市ふるさと産品創出支援事業補助金

新たな地場産品(返礼品)を創出しようとする事業者や既存産品の改良、増産等に取り組む事業者に対して、ふるさと寄附制度を活用したクラウドファンディングにより集まった寄附金を原資として交付する補助金です。

名 称	真岡市ふるさと産品創出支援事業補助金
対象地域	真岡市内
補助要件	補助金の交付の対象となる事業者は、事業提案の募集に応募し、採択された者であって、次に掲げるいずれにも該当する者 ・クラウドファンディング等による寄附額が最終の目標寄附額の2分の1の額（1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）に達した者又は寄附額が目標寄附額に達しない場合において、市長が特に認めたもの。 ・採択事業により創出したふるさと産品を返礼品として登録すること。 ・補助金の交付の決定の日の属する年度の翌年度から5年以上継続して、採択事業により創出したふるさと産品を返礼品として出品すること。 ・その他市長が必要と認める条件
補助対象	新たなふるさと産品の創出または、既存産品の改良、増産等に必要な生産、製造又は加工に要する施設、設備等に関する経費 ・工場、作業場等の建物取得に係る経費 ・建物附帯設備の整備又は取得に要する経費 ・構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 ・賃借建物の改修費 ・備品購入費 ・委託費 ・その他ふるさと産品の創出等が必要と認める経費 ＜備考＞ 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用を除く
補助額	補助金の額は、クラウドファンディング等により調達した寄附額の10分の4の額 ※補助金の額に1,000円未満切り捨て ＜留意事項＞ ・寄附額が目標寄附額に達しない場合、市より補助金は不交付 ・補助金の交付額を超えた経費は、事業者負担 ・補助金の交付後に、補助事業の完了予定日までにその履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額の全額若しくは一部の返還を求める。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議。 ・市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外 ・この事業の収入として「他団体等補助金・助成金」、「協賛金」などが計上される場合は要相談
限 度 額	補助対象経費の合計額
対象期限	2026年度
問い合わせ先	真岡市総合政策部秘書広報課シティプロモーション係 TEL:0285-81-6947

○関係機関一覧

関係機関一覧

年金や保険の相談

	相談内容	問い合わせ先
厚生年金	厚生年金の加入などの手続き	宇都宮東年金事務所お客様相談室 TEL:028-683-3211
社会保険	社会保険の加入、資格得喪などの手続き	全国健康保険協会 栃木支部 TEL:028-616-1691
雇用保険	雇用保険の手続きなど	ハローワーク真岡 TEL:0285-82-8655
労災保険	労災保険の給付など	栃木労働局 労災補償課 TEL:028-634-9118
国民年金	国民年金の加入、資格得喪などの手続き	真岡市市民生活部保険年金課国保年金係 TEL:0285-83-8123 二宮支所福祉国保窓口担当 TEL:0285-74-5004
国民健康保険	国民健康保険の取得、得喪などの手続き	真岡市市民生活部保険年金課国保年金係 TEL:0285-83-8123 二宮支所福祉国保窓口担当 TEL:0285-74-5004

税金について

	相談内容	問い合わせ先
市民税	法人の市民税について	真岡市総務部税務課市民税係 TEL:0285-83-8113
固定資産税	固定資産税、償却資産について	真岡市総務部税務課固定資産税係 TEL:0285-83-8114
所得税	確定申告、青色申告	真岡税務署 TEL:0285-82-2115

○関係機関一覧

労働について

	相談内容	問い合わせ先
労働条件の改善	労働条件の確保・改善、事業場に対する監督指導等に関する業務	栃木労働局 監督課 TEL：028-634-9115
	最低賃金、最低工賃、賃金等の統計調査等に関する業務	栃木労働局 賃金室 TEL：028-634-9109
労働基準法のこと	解雇、労働条件の変更等を巡る労働者・使用者との紛争の相談等、労働時間、休日、年休、育児休業、介護休業等	栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795
労働災害の防止	労災保険給付、社会復帰促進等事業等に関する業務	栃木労働局 労災補償課 TEL：028-634-9118

労働・求人の相談

	相談内容	問い合わせ先
労働相談	労働問題全般	栃木県 労働政策課 TEL：028-623-3217
	労働者、使用者からの労働問題に関するあらゆる分野の労働相談 賃金不払い・解雇・労災の問題など	真岡労働基準監督署 TEL：0285-82-4443
	男女均等取扱い、職場におけるハラスメント、妊娠中の働き方、同一労働同一賃金など	栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795
職業の相談	求人、求職の相談、各種雇用情報の提供	ハローワーク真岡 TEL：0285-82-8655

工場立地について

	相談内容	問い合わせ先
工場立地の相談	工場立地法の概要と届け手続き	真岡市産業部商工観光課商工業係 TEL：0285-83-8134

廃棄物について

	相談内容	問い合わせ先
廃棄物の相談	事業系一般廃棄物の処理	真岡市市民生活部環境課ごみ減量係 TEL：0285-83-8126
	産業廃棄物の処理	栃木県県東環境森林事務所環境対策課 TEL：0285-81-9002

○関係機関一覧

身近な相談機関

公益財団法人栃木県産業振興センター

主な事業内容	部・課・電話番号	
●総務・庶務経理 ●インキュベート・貸研究室の管理運営 ●広報・渉外業務	総務企画部	総務企画グループ TEL:028-670-2600
●情報提供（情報誌・メルマガ） ●各種研修事業 ●センター会員制度		研修広報チーム TEL:028-670-2605 TEL:028-670-2606
●総合相談窓口 ●企業へのワンストップによる支援 ●生産性向上支援 ●専門家派遣 ●創業支援 ●取引（受発注）あっせん ●各種商談会 ●取引かけこみ寺	経営支援部	経営支援グループ TEL:028-670-2603 TEL:028-670-2604 TEL:028-670-2607
●中小企業の攻めの経営への気づきや人材確保の支援等		よろず支援拠点 TEL:028-670-2618 プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL:028-670-2311
●戦略3産業×未来3技術の振興 ●とちぎ未来チャレンジファンド活用助成 ●とちぎ自動車部品サプライヤー支援拠点	産業振興部	戦略産業振興チーム TEL:028-670-2601 TEL:028-670-2602
●フードバレーとちぎ推進事業 ●フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成 ●SDGs 推進企業支援 ●グリーン成長産業創造 ●とちぎビジネス AI センター運営		次世代産業支援チーム TEL:028-670-2608
●特許等取得・活用支援 - 知財相談窓口・訪問相談、知財専門家派遣 ●発明協会	知的財産支援センター	TEL:028-670-2617
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜 1 丁目5番 40 号 FAX:028-670-2611・028-670-2616 URL: https://www.tochigi-iin.or.jp/ E-mail:center@tochigi-iin.or.jp		

問い合わせ先一覧

栃木労働局

宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎
TEL:028-633-2795
(総合労働相談コーナー)
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

宇都宮東年金事務所

宇都宮市元今泉6-6-13
TEL:028-683-3211 (代表)
FAX:028-683-3177
<https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会 栃木支部

宇都宮市泉町6-20 宇都宮 DI ビル7階
TEL:028-616-1691(代表)
FAX:028-616-1535
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部

宇都宮市若草1-4-23
TEL:028-650-6226 (高齢・障害者業務課)
FAX:028-623-0015
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tochigi/>

真岡労働基準監督署

真岡市荒町 5203
TEL:0285-82-4443
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/kantoku/list.html>

真岡市役所 本庁舎

真岡市荒町 5191
TEL:0285-82-1111 (代表)
<https://www.city.moka.lg.jp/>

真岡市役所 二宮支所

真岡市石島 893-15
TEL:0285-74-5002
<https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/ninomiya/index.html>

ハローワーク真岡

真岡市荒町 5101
TEL:0285-82-8655
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

真岡商工会議所

真岡市荒町1203
TEL:0285-82-3305
<https://www.moka-cci.or.jp/>

にのみや商工会

真岡市久下田 848-5
TEL:0285-74-0324
<http://ninomiya-shokokai.net/>

真岡市 事業者向け支援制度 ガイドブック

令和8年4月発行

真岡市 産業部 商工観光課 商工業係

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL:0285-83-8134

URL:<https://www.city.moka.lg.jp/>

Mail:syoukou@city.moka.lg.jp

ナソバーワンで
オソリーワン



いちご日本一!